

各自治会の皆様におかれましては、新型コロナウイルスにより自治会運営に大変苦慮されていることと存じますが、以下に対応例を示しますので、ご参考にしていただければ幸いです。

【対応例】

1 集会の開催について

自治会運営のために集会を開催しなければならない場合は、次の点にご配慮ください。

- ・議決方法に書面による表決を取り入れる等、住民が集まる機会を減らす。
- ・会員から委任状を集める等、集まる人数を最低限にする。
- ・集会の内容によって、開催が延期できる場合は延期する。
- ・やむを得ず会員を集める場合は「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」を徹底的に避ける。
- ・会場にアルコール消毒を設置する、参加者にマスク着用を呼びかける、体調が優れない方は欠席するよう周知するなど事前の準備をする。
- ・事前に議題を会員に周知して質疑を整理する等、開催時間を短縮する。

2 回覧板の取扱いについて

回覧板を回す際は、次の点にご配慮ください。

- ・住民が回覧物に触れる機会が少なくなるよう、各戸配布可能なものは各戸配布する。(ポスティング)
- ・集会所等施設で複数人が集まり仕分け作業を行う場合は、上記「三つの密」の環境にならないように配慮する。
- ・住民への周知方法を回覧板ではなく、掲示や全戸配布にすることで回覧板を使用する機会を減らす。

3 屋外での地域活動について

屋外で行う地域活動(親睦行事、資源物の回収、草刈や側溝清掃など地域美化活動等)について、感染に繋がる可能性を減らすために次の点にご配慮ください。

- ・不要不急の活動は中止や延期する。
- ・一度に集まる人数を減らすよう実施日や実施時間を分ける。
- ・参加者が密集しないよう距離を空け、大きな声で話さないよう注意する。

4 その他

上記のほか、住民同士の接触が考えられる次のような活動にもご配慮ください。

- ・自治会費の集金
- ・ごみ集積所の管理

令和2年4月22日

浜松市自治会連合会 事務局